

平成23年度第1回島田市個人情報保護審議会議事要録

1 開催日時

平成23年8月23日（火）午後2時00分から午後3時20分まで

2 出席者

(1) 審議会委員

恒川会長、今村委員、北川委員、鈴木委員、田代委員

(2) 事務局

渡辺総務部長、中村総務課長、佐藤係長、野村、増井

3 委嘱状の交付

総務部長から各委員に委嘱状を手渡した。

4 委員自己紹介

委員各自が自己紹介をした。

5 会長選出

委員の互選により恒川委員を会長に選任した。

6 職務代理人選出

会長が田代委員を職務代理人に指名した。

7 個人情報保護制度について

個人情報保護制度の概要、島田市個人情報保護審議会の役割等について、当局が説明を行った。

8 個人情報取扱事務開始等届出簿について

(1) 新規開始届出簿の報告

会 長 新規の報告案件が2件です。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 次の2件について説明した。
市民安全課 ・東日本大震災避難者管理事務（市民安全課）
企画課 ・東日本大震災避難者イベント招待事業（企画課）

会 長 市民安全課で個人情報を収集し、企画課でイベントの案内を出したということになると目的外利用に印が付きませんか。

市民安全課	情報提供という事務の目的の中で、市民安全課がイベント情報の提供をしています。避難者の個人情報了他部署に提供することはありません。
会長	企画課では、案内の配布をしなかったということですね。
企画課	市民安全課から案内の通知を配布し、希望される人は、ご本人から直接、所管課あてに申込みをしていただくようにしております。
会長	両方の事務とも本人の同意を得て実施していますので、審議会として意見を述べる必要はないのですが、取扱いについて確認をしました。
A 委員	避難者管理事務の情報の収集先について、本人以外から収集となっています。本人から直接、収集することが基本だと思いますが、なぜ、そうしないのですか。
市民安全課	当市の窓口で同意を得られた避難者から収集しています。中には生年月日を教えたくないと言う人もいますので、同意を得られた情報のみを収集しています。収集後に市民安全課で訪問や電話により、あらためて住所確認や本人確認することは、行っておりません。
会長	ここで言う本人以外とは、窓口となる担当課のことですね。窓口の課で聞いて、同意を得られた人について、市民安全課に教えるということです。
市民安全課	本人と市民安全課の間に窓口の課が入ることになります。
A 委員	窓口の課で、収集について説明をし、同意を得られた情報のみを収集するというのですか。
市民安全課	県は、この点を非常に厳しく言っておりまして、もし、非難者がいることがわかったとしても、同意を得られなければ台帳には載せられないということです。
会長	中には島田市に転入の手続きをする人もいるのですか。

市民安全課	転入者の情報は、把握しておりません。お子様連れで避難し、予防接種などの相談のために健康づくり課に来た人や、施設に入りたいということで長寿介護課に相談しに来た避難者の情報がほとんどです。
事務局	住民サービスを受けるためには、住民登録が必要になります。この事業は、転出、転入手続きをせずに親戚のお宅等に身を寄せているような人を対象としたものです。
市民安全課	ほとんどの避難者が転入手続きをせずに、親戚や実家で何ヶ月間か生活をしているという状況です。避難者本人が、相談等で市の窓口に来て、同意を得られた場合のみ、市民安全課が把握することになります。台帳に載っている人の他にも避難者が居るかもしれませんが、市民安全課では全くわかりません。
A 委員	10月のSLフェスタでは、避難者の招待をおこなわないのですか。
企画課	SLフェスタの関係については、まだ、決まっておりません。
市民安全課	補足させていただきますが、袋井の花火、間寛平さんのトークショー、大井川花火等のイベントについて、避難者招待の依頼がありまして、招待券等を避難者に贈っております。
会長	被災された地域によって状況も異なりますので、市民と同じ様に永続的に行政サービスを提供していく必要があると思います。
市民安全課	福島県では他県への避難者に情報提供することを目的として、福島県の地方紙2紙を無償で週3回送付しております。また、この地方紙を島田図書館にも置いています。
会長	他に質問が無いようでしたら、以上で報告を終えたいと思います。ありがとうございました。
(2) 廃止届け出簿の報告	
会長	廃止2件について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	次の2件について説明した。 <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊高齢者等家族支援サービス事業事務 ・島田市住宅用太陽熱利用温水器設置費補助金

- 会 長 | 太陽熱利用温水器設置費補助金については、現在ある制度のエコマイハウス支援事業でカバーできるということですか。
- 事 務 局 | エコマイハウス支援事業は、これまで個々に存在していた支援制度を一つにまとめたもので、太陽熱利用温水器設置費については、この制度でカバーしております。
- 会 長 | 自然エネルギーの普及を市や県の基本政策とするために条例化を検討しているところもあると聞きますが、なかなか難しいのでしょうか。
- 事 務 局 | 自然エネルギーの普及を条例化することも方法だとは思いますが、機器を設置する側からは、費用負担に関する要望が多い状況です。
- 会 長 | それでは、廃止についての報告を終了いたします。

○まとめ

新規報告案件 2 件、廃止案件 2 件について報告を受けた。

9 平成22年度第 3 回個人情報保護審議会の議事要録について

- 事 務 局 | 前任の委員については、事前に議事要録を送付し、確認を依頼いたしました。訂正等は、ありませんでした。

- 会 長 | よろしければ、議事要録について承認いたします。

○まとめ

平成22年度第 3 回個人情報保護審議会の議事要録（案）について承認する。

10 その他

次回の会議は、平成23年12月14日（水）に開催する予定です。